第9章 日照阻害

9-1 概 要

新建築物の存在が、周辺の日照環境に及ぼす影響について検討を行った。

9-2 調 査

既存資料及び現地調査により、周辺建物の用途及び階数の状況の把握を行うとともに、既存建物等による現況の日影状況について把握を行った。

(1) 調査事項

事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 事業予定地周辺の既存建物等による日影時間

(2) 調査方法

事業予定地及びその周辺の土地建物の状況

以下の既存資料で得た情報を現地踏査により確認した。

- ·「名古屋市建物用途別現況図」(平成20年 名古屋市)
- ・「ゼンリン住宅地図(名古屋市中村区)」(2009年 株式会社ゼンリン)
- ・「ゼンリン住宅地図(名古屋市西区)」(2009年 株式会社ゼンリン) 事業予定地周辺の既存建物等による日影時間

ア 計算手法

各時刻(真太陽時)における既存建物等の日影と日影時間は、理論式注)を用いて求めた(理論式の詳細は、資料 11-1(資料編 p.198)参照)。

イ 計算条件

(ア) 計算対象及び緯度

計算対象は、新建築物により 1 時間以上の日影が生じると想定される範囲等に着目し、図 2.9-1 に示す範囲内における既存建物等とした。

また、「日影規制の手引」(昭和 63 年 社団法人 愛知県建築士事務所協会)より、計算に 用いた緯度は北緯 35 度 15 分とし、冬至日における太陽の赤緯は-23 度 27 分とした。

(イ) 計算面高さ

事業予定地は商業地域であり、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制対象区域とならないが、ここでは類似の用途区分である近隣商業地域の計算面高さを参考とし、平均地盤面より+4.0mとした。

(ウ) 周辺開発計画に係る高層建築物

事業予定地周辺の開発計画である名駅一丁目北地区及び南地区における新建築物については、既存建物として扱った。なお、両地区の新建築物の位置及び形状は、各地区の環境影響評価準備書より読み取った。

(I) 計算時間帯

「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する 条例」より、冬至日の8~16時とした。

(3) 調査結果

事業予定地及びその周辺の土地建物の状況

日影の影響が及ぶ事業予定地北側の地域は、事業予定地近くでは商業施設・一般店舗・商業的サービス施設がほとんどを占めており、住居施設、供給・処理・運輸施設、教育施設が点在している。事業予定地から離れるほど商業施設・一般店舗・商業的サービス施設が少なくなり、住居施設が主体となる。建物階数別にみると、事業予定地近くでは3~7階または8階以上の中・高層建築物が大部分であり、住居施設が多い地域では1~2階の低層建築物が多くなる(前掲図2.8-1(p.294)及び前掲図2.8-2(p.295)参照)。

事業予定地周辺の既存建物等による日影時間

事業予定地及びその周辺の既存建物等による現況の等時間日影図は、図 2.9-1 に示すとおりである(時刻別日影図は、資料 11-2(資料編 p.199)参照)。

これによると、事業予定地周辺は中・高層建築物が多いため、8 時間の日影が生じる範囲が既存建物周辺で目立つ。

9-3 予 測

(1) 予測事項

新建築物による日影の影響とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

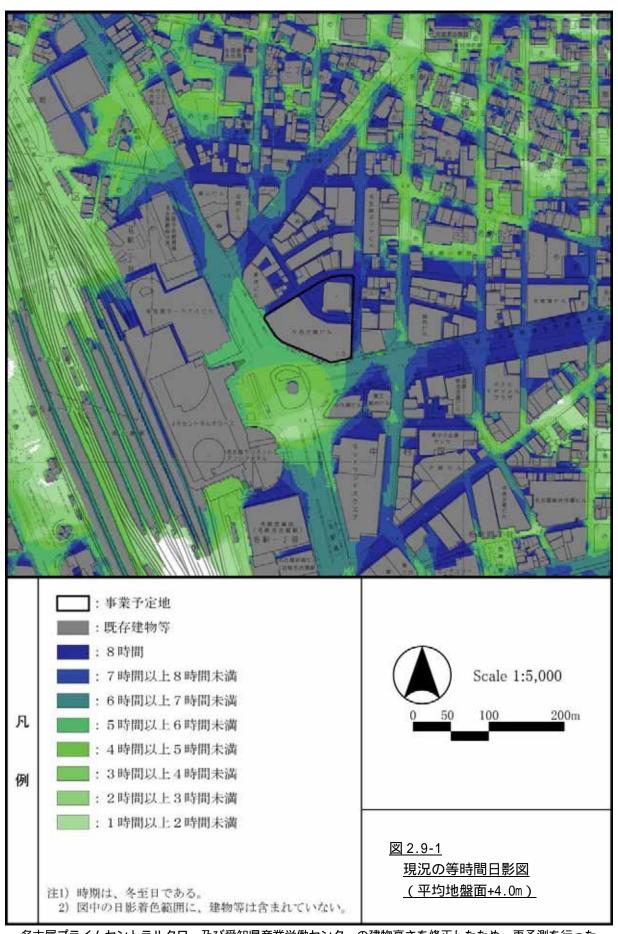
- ・新建築物単体による日影の範囲、時刻及び時間数
- ・新建築物と既存建物等による日影の範囲、時刻及び時間数
- (2) 予測対象時期

新建築物の存在時

(3) 予測場所

新建築物単体の日影の状況については、日影の影響が及ぶ範囲を予測場所とした。

新建築物と既存建物等による日影の状況については、新建築物単体による日影の影響範囲等に着目し、既存建物等による現況の日影状況と同じ範囲を予測場所とした(図 2.9-1 参照)。



名古屋プライムセントラルタワー及び愛知県産業労働センターの建物高さを修正したため、再予測を行った。

(4) 予測方法

予測手法

予測手法は、9-2 (2) 「事業予定地周辺の既存建物等による日影時間」における計算手法と同じとした(資料 11-1(資料編 p.198)参照)。

予測条件

新建築物の配置は前掲図 1.3-3(p.94) 形状は前掲図 1.3-4(p.95)に示すとおりである。また、計算に用いた緯度、冬至日における太陽の赤緯、計算面高さ、計算時間帯及び事業予定地周辺の建物等については、9-2(2) 「事業予定地周辺の既存建物等による日影時間」における計算条件と同じとした。

(5) 予測結果

新建築物単体による日影の範囲、時刻及び時間数

新建築物による時刻別日影図は図2.9-2に、等時間日影図は図2.9-3に示すとおりである。時刻別日影図によると、8時及び16時における新建築物の日影の長さは、約1,200mになると予測される。また、等時間日影図によると、1時間以上の日影を生じる範囲は、事業予定地より約150~380mと予測される。

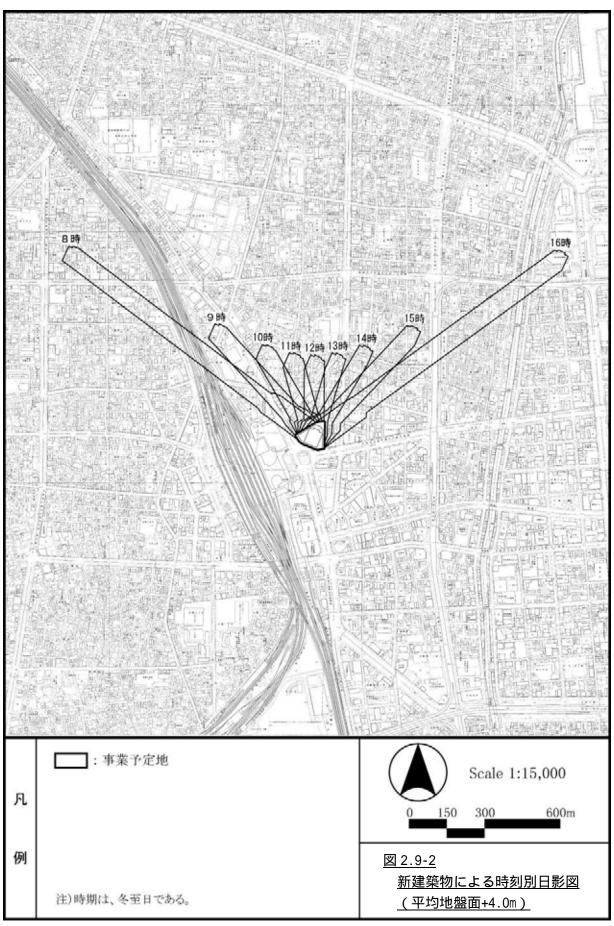
なお、新建築物による日影が生じる範囲内には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。

新建築物と既存建物等による日影の範囲、時刻及び時間数

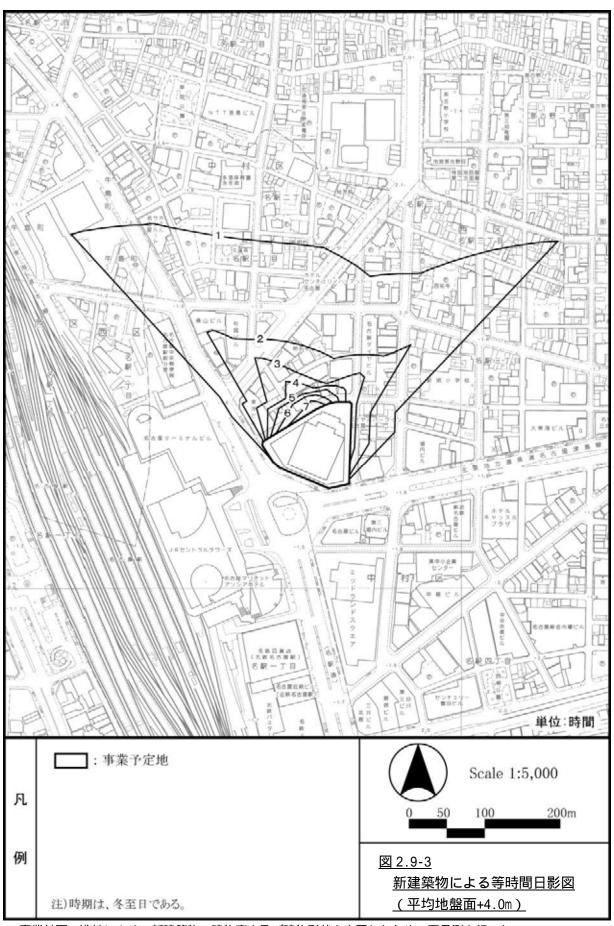
新建築物と既存建物等による等時間日影図は、図 2.9-4 に示すとおりである(新建築物と既存建物等による時刻別日影図は、資料 11-3(資料編 p.204)参照)。

また、新建築物が存在することにより、現況と比べ、どのくらい日影時間が長くなるかを 表した日影付加図は、図 2.9-5 に示すとおりである。

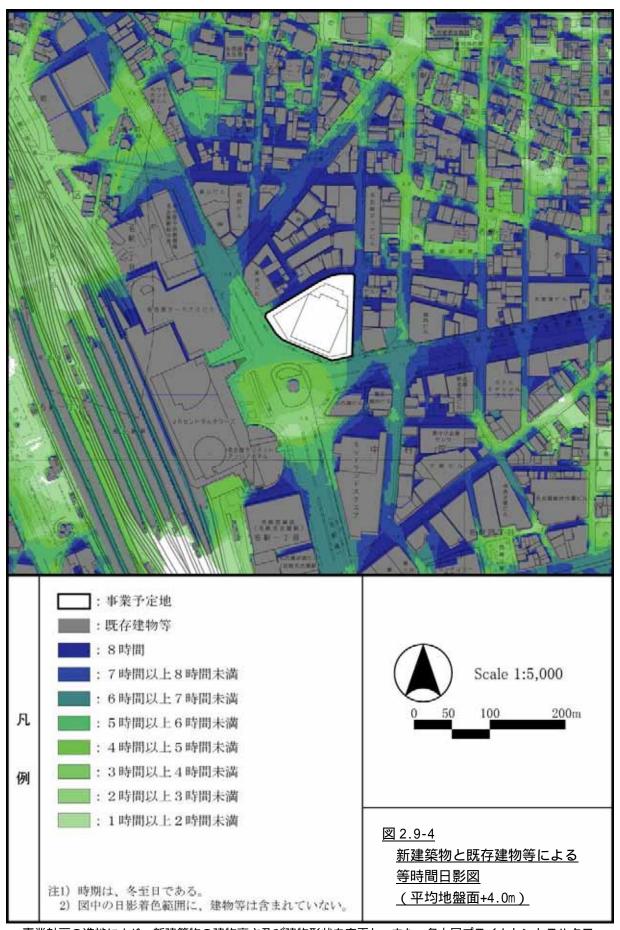
これらによると、新建築物が存在することにより、事業予定地の北側の一部において、日 影時間が長くなると予測される。日影の影響が 1 時間付加される範囲は、事業予定地に隣接 する北側と北西側に位置し、その多くは街路と駐車場となっている。



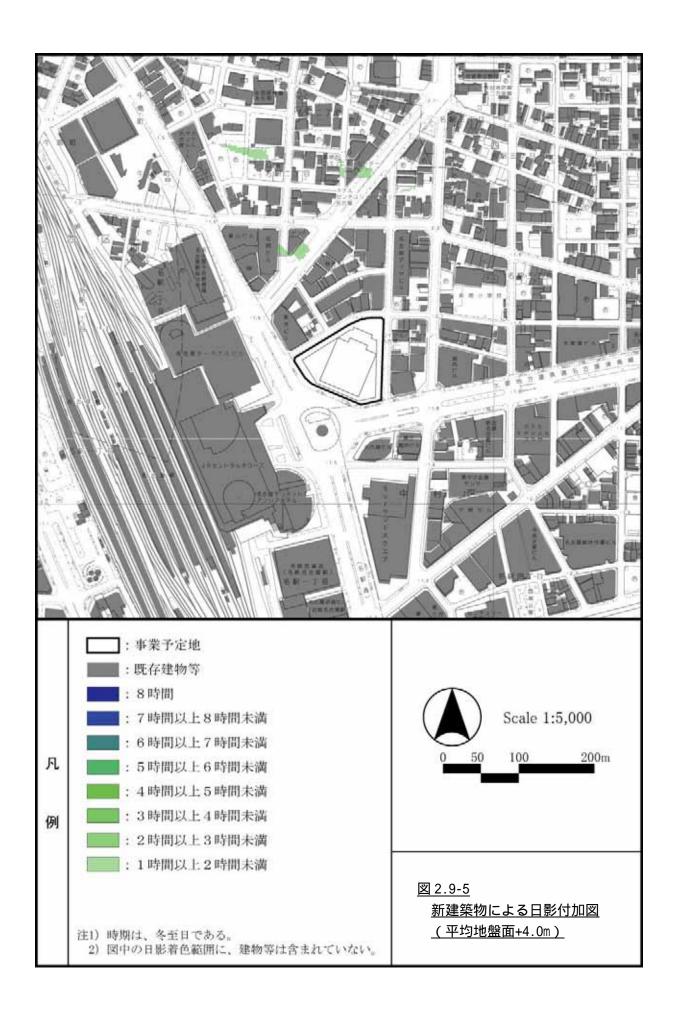
事業計画の進捗により、新建築物の建物高さ及び建物形状を変更したため、再予測を行った。



事業計画の進捗により、新建築物の建物高さ及び建物形状を変更したため、再予測を行った。



事業計画の進捗により、新建築物の建物高さ及び建物形状を変更し、また、名古屋プライムセントラルタワー及び愛知県産業労働センターの建物高さを修正したため、再予測を行った(以下の図も同じ)



9-4 評 価

予測結果より、新建築物が存在することによる周辺の日照環境に及ぼす影響は、新たに日影が付加される範囲を考慮すると小さいと判断する。

新建築物により日影の影響を受ける区域は、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制対象区域に該当しない。

なお、<u>教育施設及び近隣関係者等については、</u>「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防 及び調整等に関する条例」に基づき適切な対応を行う。